

津市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

なお、当該報告の決定は、前津市監査委員岡部高樹、前津市監査委員田端隆登、前津市監査委員水谷友紀子、前津市監査委員山中利之の合議によるものである。

平成22年3月9日

津市監査委員 渡邊 昇
津市監査委員 杉谷 育生
津市監査委員 岡 幸男
津市監査委員 駒田 修一

記

第1 監査の対象

監査の対象は、次の財産区における平成21年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、平成20年度も対象とした。

- 1 榊原財産区（所管部局：久居総合支所総務課、榊原出張所）
- 2 河内財産区（所管部局：芸濃総合支所総務課）
- 3 波瀬財産区（所管部局：一志総合支所総務課、波瀬出張所）

第2 監査の期間

監査の期間は、平成21年12月2日から平成22年2月3日までである。

第3 監査の方法

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、財産区の所管部局から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。

- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第4 監査の結果

1 榊原財産区

財産区の条例、規則等の条規は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関し、必要な範囲において、その所在する市町村の条規として制定・公布されるものであるが、同財産区の条規（津市榊原財産区議会設置条例を除く。）は、市の条規としての制定・公布手続によることなく制定・公布されており、当該条規の中には、その財産の管理及び処分に関する範囲を超えて定めている事項が見られる。

このことは、平成19年度の定期監査等結果報告でも指摘しているが、未だ改善されていないため、関係部局との調整を進め、早急に所要の是正措置を講じられたい。

2 河内財産区

財産区の条例、規則等の条規は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関し、必要な範囲において、その所在する市町村の条規として制定・公布されるものであるが、同財産区の条規（津市河内財産区議会設置条例を除く。）は、市の条規としての制定・公布手続によることなく制定・公布されている。

このことは、平成19年度の定期監査等結果報告でも指摘しているが、未だ改善されていないため、関係部局との調整を進め、早急に所要の是正措置を講じられたい。

3 波瀬財産区

財産区の条例、規則等の条規は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関し、必要な範囲において、その所在する市町村の条規として制定・公布されるものであるが、同財産区の条規（津市波瀬財産区議会設置条例を除く。）は、市の条規としての制定・公布手続によることなく制定・公布されており、当該条規の中には、その財産の管理及び処分に関する範囲を超えて定めている事項が見られる。

このことは、平成19年度の定期監査等結果報告でも指摘しているが、未だ改善されていないため、関係部局との調整を進め、早急に所要の是正措置を講じられたい。